

日本企業のアジア進出に関する留意点 他国との比較目線から「ベトナム進出のお勧め」

最近、日本企業では大手企業から中小企業に至るまで、新しい動きが起きています。それはご面談の際、多くの会社からアジア進出（柔らかい相談から具体的な計画まで幅広く）の相談が寄せられることです。以前と比較すると、中国からASEANへの投資のシフトに関心が高く、なかでもベトナムへの進出を検討する企業数はこの数年間で急増しました。

今月号では、最近のベトナム進出事情についてご紹介し、さらに進出先の検討を効率的に進められるポイントをご説明したいと思います。

【ベトナム進出の4つのトレンド】

①チャイナ+1

中国の件費高騰等を背景に、リスク分散の為、生産拠点やサプライチェーンをベトナムに移転する投資は以前と同様に多いです。

②タイ+1

タイの人材不足、件費高騰、優遇税制縮小等を背景に、タイの近隣国であるカンボジア・ラオス・ベトナムへの投資分散化が進んでいます。そして、タイ洪水後、南部・東西経済回廊を活用し、その3カ国の中で、ベトナムの労働生産性及び豊富な労働力への評価から、ベトナムに対する注目が集まっています。

③チャイナパス

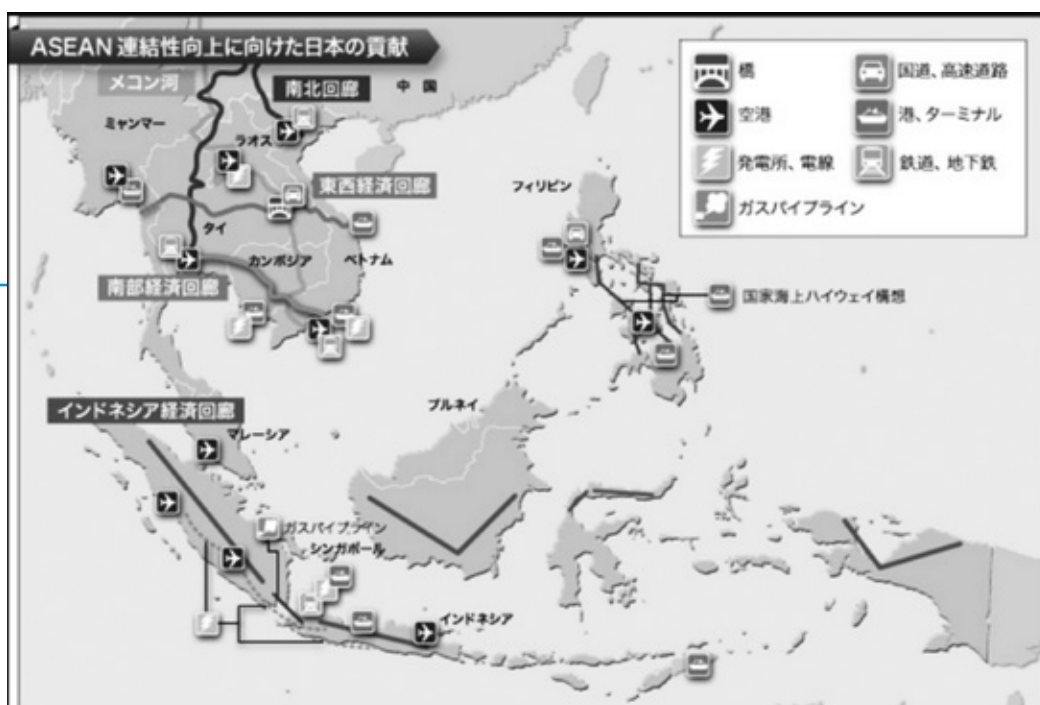
特に中小企業の初めての進出先として、中国を経ずに進出する動きも見られています。弊社の実績案件においても多数出てきています。

④TPPをにらんで

米国市場への輸出拡大をにらみ、繊維産業が原糸や縫製の生産拠点を、中国からベトナムへ移転させる動きが加速しています。

※上記の4つのトレンドの中では、弊社としては「③チャイナパス」が一番興味深いトレンドだと考えています。進出に関わるハードルも年々、低くなってきている親日国として、日本の中小企業にとっては進出を検討するのに相応しい対象国の1つだと考えます。

（みらいコンサルティンググループ）



【お詫びと訂正】

「筑波経済月報2014.7」P19の相談コーナー労務において、以下のとおり誤りがございました。ここに償んでお詫びいたしますとともに、訂正申し上げます。

（誤）「協業禁止義務」 → （正）「競争禁止義務」

国外関連者に対する寄附金課税について

国外関連者^[1]に対する寄附金課税は、一般的にはあまり馴染みがないかもしれませんが、最近の税務調査で、必ず着目される重要なポイントです。今回は、国外関連者に対する寄附金課税について、注意すべき点をご紹介します。

◆趣旨と概要

日本法人が国外の子会社等^[2]に対して、何らかの財政的支援となる支出を行った場合、その支出が、本来、子会社等で負担すべきであるときは、子会社等に対する寄附金と認定され、税額計算上、経費（損金）として認められなくなります。一般の寄附金は、限度額まで経費（損金）となりますが、国外の子会社等に対する寄附金は、日本の課税権が及ばなくなるため、その全額が経費（損金）になりません。下表は、新聞報道等された寄附金課税の例です。更正金額の大小や取引内容など様々なケースで課税されています。

日付	会社名	更正金額	取引内容
2014年5月	A社	100億円	販促費、広告費、技術支援
2013年3月	B社	3.9億円	人件費
2012年12月	C社	15億円	人件費
2012年7月	D社	4.3億円	部品の高額買取
2012年7月	E社	74億円	製品の低額販売
2012年7月	F社	5億円	子会社費用

◆国外関連者に対する寄附金課税となるのは？

子会社とはいえ、独立した法人なので、親子関係が無ければ負担しない費用は、親会社の費用（損金）とすべきではないというのが基本的な考え方です。ですから、以下の様なケースは、寄附金課税される可能性があります。

- ①子会社等が負担すべき費用を肩代わりした場合
- ②子会社等へ出向させた社員の人件費を負担している場合
- ③子会社等へ販売した商品の売掛金を回収しない場合
- ④契約した金額よりも高額で子会社等から商品を購入する場合
- ⑤子会社等へ利子を取らずに資金を貸し付ける場合 など

◆国外関連者に対する寄附金課税への対策

新聞報道は、大半が上場企業ですが、中小企業に対しても同様に課税されています。むしろ、中小企業の方が多いかもかもしれません。最近の税務調査では、子会社等に関連した費用を支払っていると即座に「寄附金」と指摘されるケースが目立つようです。たとえ、子会社等に関連する費用を支払ったとしても経済合理性^[3]がある場合、寄附金に該当しません。税務調査で説明できるように日本の法人が支払うことになった経緯（顧客からの要求、市場の変動、為替相場の影響など）を記録しておくことが対策の第一歩です。

（みらいコンサルティンググループ）

- [1] 日本法人との間に、親子関係、兄弟関係、取引などを通じた実質的支配関係、これらが連鎖する関係を有する日本国外の法人をいいます。
- [2] 子会社、孫会社、親会社、兄弟会社、実質的に支配される会社、実質的に支配する会社など上記 [1] の関係にある会社をいいます。
- [3] その費用の支払いが、直接、自社の利益を最大化するかという点で合理性を判定します。個別事案における経済合理性は、個々の事実に基づいた総合的な事実認定により、判定することになります。